

矢吹町議会基本条例

(逐条解説編)

矢吹町議会

矢吹町議会基本条例(逐条解説編)目次

第1章 総則(第1条)	2
第2章 議会及び議員の活動原則(第2条—第5条)	2
第3章 町民と議会との関係(第6条—第13条)	5
第4章 議会及び議員と町長等との関係(第14条—第17条)	8
第5章 委員会の活動(第18条・第19条)	10
第6章 政務活動費(第20条)	11
第7章 議会及び議会事務局等の充実強化(第21条—第23条)	11
第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第24条—第26条)	12
第9章 最高規範性及び見直し手続(第27条・第28条)	14

矢吹町議会基本条例

逐条解説

【解説】議会基本条例とは、議会に関する基本的事項を総合的・体系的に規定する条例です。

矢吹町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条—第5条)

第3章 町民と議会との関係(第6条—第13条)

第4章 議会及び議員と町長等との関係(第14条—第17条)

第5章 委員会の活動(第18条・第19条)

第6章 政務活動費(第20条)

第7章 議会及び議会事務局等の充実強化(第21条—第23条)

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第24条—第26条)

第9章 最高規範性及び見直し手続(第27条・第28条)

附則

地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大し、二元代表制の一翼である議会が担う意思決定機関、行政の監視機関及び立法権限を有する機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきた。

このため、矢吹町議会（以下「議会」という。）は、そのもてる機能を十分に駆使し、町長等執行機関との適切な緊張ある関係を維持しながら町民の意思を代弁する合議制の機関としての役割を強く認識して議会活動を行う必要がある。

ここに我々は、町民福祉の向上と豊かな町づくりの実現に向け、公正で透明、開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこの矢吹町議会基本条例を制定する。

【解説】

「前文」は、この条例を制定する背景、経緯、必要性等を示し、町議会の意思を表明したものです。矢吹町議会がこの条例を制定する理由、決意を述べています。

地方分権時代における議会と議員の責務を認識し、議会議員と町長が二元代表民主制の下、議会は合議制という特性を活かし、町長等執行機関と相互に緊張感を保ちながら、町民福祉の実現のために競い合うことが必要であります。矢吹町議会は、町民の代表機関として、地域の発展、町民の福祉の向上と豊かな町づくりのために、不断の努力を続けることを決意し、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として本条例を制定することを宣言しています。

なお、執行機関とは、公共団体等の意思を自ら決定し、執行する機能を有する機関で、地方公共団体の長並びに教育委員会等の委員会及び委員を指します。町民とは、町内に住所を有するもの及び町内で活動を行うもの（人、事業者、法人及び団体を総称する）をいいます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、合議制である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく町民の負託に応える議会を実現し、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

前文において掲げた議会の宣言により、本条例の目的を明らかにしたものです。

議会及び議員の基本的な在り方を定めることにより、議会の活性化を図り、町民の負託に応え、「町民の福祉向上」と「民主的な町政の発展」の実現に寄与することを最終的な目的として規定しています。なお、この目的を全ての矢吹町議会議員が共有し、活動していきます。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、次に掲げ

る原則に基づいた議会活動を行わなければならない。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 町長その他の執行機関及び補助職員(以下「町長等」という。)の町政運営が、町民本位の立場で適正に行われているかを常に監視し、検証し、及び評価すること。
- (3) 町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させるため、町民参加の機会の拡充に努めること。
- (4) 把握した町民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等を行うように努めること。
- (5) 議案等の審議又は審査においては、議員間の自由な討議により議論を尽くして合意形成が図れるように議会運営を行うこと。
- (6) 矢吹町議会会議規則(平成3年矢吹町議会規則第1号。以下「会議規則」という。)、矢吹町議会委員会条例(平成3年矢吹町条例第23号。以下「委員会条例」という。)及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- (7) 町内において災害が発生した場合は、町災害対策本部に積極的に協力するとともに、町民の生命及び財産の保全に努める。

【解説】

地方公共団体の議会は、住民の直接投票により選挙された複数の議員から構成される議事機関であることから、幅広い民意を把握することが可能であります。議会には、条例を制定し、地方公共団体の行政運営の基本的事項を議決し、町政運営のチェックをする責務があります。その際には、町民の間に存在する多様な関心や意見を集約したものを議会に反映させ、議員相互間の議論を十分に尽くして合意形成を図り、自律的な議会運営に努めなければなりません。町民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会を実現するために必要な活動原則を本条において規定しています。

(議長及び副議長の選挙)

第3条 議長及び副議長の選挙は、立候補制とする。

- 2 議長及び副議長の選挙に立候補しようとする者は、目指す議会像を明確にするため、所信表明を行わなければならない。
- 3 立候補及び所信表明の実施については、別に定める。

【解説】

議会を代表する正副議長の選出について、その方法と選出までの経過を町民に明らかにするため、選挙に立候補する者は所信表明をすることにしたものです。

ただし、本会議における正副議長選挙の対象者を法的に制限するものではなく、所信表明者以外の議員に対する投票も有効であります。

(議員の活動原則)

- 第4条 議員は、町民に選ばれた代表者で、議会を構成する一員であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づいた議員活動を行わなければならない。
- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間での自由な討議を積極的に行うこと。
 - (2) 議会の構成員として、特定の団体及び特定の地域に偏ることなく、町民の多様な意見を的確に把握し、町民全体の福祉の向上と豊かな町づくりを目指した活動を行うこと。
 - (3) 地域の課題や町政の課題全般についての町民の多様な意見等を、政策形成に反映できるよう自己の資質を高める不断の研さんに努め、町民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
 - (4) 自らの議員活動について、町民に対する説明責任を果たすこと。

【解説】

矢吹町議会議員としての責務を果たしていくために、その活動上の原則を掲げたものです。特定の地域、団体及び個人の代表者としてではなく、町民の代表者であるという観点から、議員としての品位と資質向上について明確化しています。また、合議制の機関を構成する議員としての立場から、広範な情報を収集し、多様な町民意見を把握することにより、最適な決定を議会が行っていけるよう、議員一人ひとりがそれぞれの職務を遂行していくことを規定しています。

(会 派)

第5条 議員は、政策を中心とした同一の理念を有する他の議員と議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定等に関し合意形成に努め、その意思を表明することができる。

【解説】

会派とは、議会内で同じ考えを同じくする議員の集合体のことをいいます。会派による議会活動を行うため、会派の結成根拠について規定したものです。会派は、政策等について十分な議論を尽くしたその意思について、会議において意見表明できることを規定しています。

第3章 町民と議会との関係

(情報公開等)

第6条 議会は、町民に対し積極的に情報を公開するため、広報誌及びICT(情報通信技術)等多様な情報媒体を用いて情報の発信に努めるものとする。

2 会議規則で定めるすべての会議(以下「会議」という。)は、原則公開とする。

3 議会は、議案等に対する議員の対応を公表するものとする。ただし、無記名投票等、公表が困難であるものを除く。

【解説】

町民参加を促す前提となるのが、正確・迅速な情報の公開であると考え、議会としてその有する情報を効果的な手段により積極的に発信し、その説明責任を果たすことを目的とした規定です。

(説明責任)

第7条 議会は、自らの議決機関としての責任を重く受け止めるとともに、議会運営、政策立案、政策決定等議会活動に関し、町民に対し説明する責務を有する。

【解説】

議会は、町民に対して全ての議会活動について、その情報の公開と審議等における論点や争点の説明を十分に果たすことが責務であると規定しています。

(議会報告会)

第8条 議会は、議会活動に関する説明責任を果たすとともに町民との意見交換を積極的に進めるため、議会報告会を毎年1回以上開催するものとする。

2 議会報告会の実施については、議長が別に定める。

【解説】

前条による議会活動の説明責任を果たすため、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、町民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、町政に関する情報を提供するとともに、町民の関心や意見を直接お聴きする貴重な機会として議会報告会と位置づけて実施していくことを規定しています。なお、議会報告会の開催要領等については、別に定めることにしています。

(附属機関の設置)

第9条 議会は、議会活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

【解説】

議会は、議案の審査、諮問又は調査に関する専門的事項に係る知識・識見を得るために必要があると認める場合は、別に条例で定めるところにより附属機関を設置し、学識経験者等の専門的な知見の活用ができるものと規定しています。

(調査機関の設置)

第10条 議会は、町政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

議会は、市政の課題に関する調査のために必要があると認める場合は、議決により学識経験者等で構成する調査機関（調査会）を設置し、学識経験者等の専門的な知見の活用ができるものと規定しています。なお、必要に応じ調査機関の構成員には議員も加えることができるものとし、所掌事項、組織、運営等については別に定めることにしています。

（町民参加及び町民との連携）

第11条 議会は、町民参加により政策策定を進める必要があると認める特定の事件に関し、町民との情報交換及び意見交換を行い、町民の多様な意見を反映するため、一般会議を開催することができる。

2 一般会議には、議長が必要と認める場合に限り、町長等の出席を求めることができるものとする。

3 一般会議の実施については、別に定める。

【解説】

町民と議会は、今後も双方向の関係を築いていくことが必要であり、既定の組織等では、町民の意向が捉えきれない課題等に取り組む場合には、町民の意見等を把握するため町民又は町内で活動している各種団体等の皆さんとの意見交換等を行うことができることとしたものです。なお、一般会議の実施に必要な事項は、別に定めることにしています。

（請願者及び陳情者の意見陳述）

第12条 議会は、議会に提出された請願及び陳情を政策提案として受け止め、その審議等に当たっては、請願及び陳情の提出者より意見陳述の機会の申し出がなされた場合又は議会から付託を受けた委員会において当該提出者の意見を聴く必要があると認める場合は、会議において、意見陳述の機会を設けるものとする。

【解説】

議会に提出された請願及び陳情の審査等に当たり、請願等の提出者又はその審査の付託を

受けた委員会からの申出等があった場合は、請願等の提出者がその会議に出席し、意見を表明する機会を設けることを規定したものです。

(傍聴者への資料提供)

第13条 議会は、会議における傍聴者に対し、議案等の関係資料の提供に努めるものとする。

【解説】

会議の審議等において、公正性、透明性はもちろんのこと、傍聴者に対し積極的な理解を深めるために、資料等の提供に努めることを規定しています。

(例：議案集、一般諮問通告書等)

第4章 議会及び議員と町長等との関係

(町長等との関係)

第14条 議会は、議案等の審議又は審査において、町民にとって最善の政策判断をするため、町長等と対等な関係で政策論議を行うとともに、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 会議等における一般質問及び質疑は、その論点及び争点を明確にするため、一問一答の方法により行うことができる。
- (2) 会議等において、町長等は、議長又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(以下「委員会」という。)の委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して論点を解り易くするため問うことができる。

【解説】

議会は町長の行政運営をしっかりと監視し、お互いに緊張関係を保持するため、本会議等の質疑応答では、議員による質問の趣旨を明確化し、議論の論点をより深め、町民の皆様の傍聴に際しても、より理解が深まるよう質疑応答は一問一答の方法で行うことができることを規定したものです。

また、質問を行う議員に対してもその質問内容について、論点を解り易くするために、町長等から議員に対して質問する権利を認めたものであります。

(政策等の形成過程の説明)

第15条 議会は、町長等が実施しようとする政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)であって町民生活に重要な影響があるものについて、議会における審議又は審査の水準を高めるため、町長等に対し、次に掲げる事項により説明を求めることができるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 政策等の実施に至る経緯
- (3) 政策等の形成過程における町民参加の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の内容
- (5) 矢吹町長期総合計画との整合性
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及び費用

【解説】

重要な政策の計画や決定については、その根拠となる資料が必要となります。町長に対して、資料の充実により説明責任を課すとともに、議会としてもその内容を十分把握し、より良い意思決定を導くため、政策等の適否を適正に判断できる関係資料の提供を求めていくことについて規定しています。

(資料の提出)

第16条 議会は、議案等の審議及び審査の質を高めるため、町長等に対し、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

【解説】

議案等の審議、審査においても、町民の代表である議員の議会審議が深めやすいよう、町長等に対して、分かりやすい説明資料の提供を求めていくことについて規定しています。

(議決事件の拡大)

第17条 地方自治法(昭和22年法律第65号)第96条第2項の規定による議会の議決事件については、矢吹町の将来を左右する重要な政策等の決定に参画する観点から、その必要性を考量し、別に条例で定めるものとする。

【解説】

地方自治法第96条第1項では、議会で議決すべき事項を規定していますが、同法第2項では、それら以外にも重要なものは条例により議決事件として定めることができると規定しています。本条は、その規定を根拠として町政運営の総合的な指針となるものの決定等については、別に条例の定めるところにより、議決事件として拡大することを規定しています。

第5章 委員会の活動

(委員会の活動)

第18条 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、町政における諸課題及び町民の多様な意見を的確にとらえ、適切な政策提言を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、参考人及び公聴会の制度を活用し、町民の識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

委員会は、その所管する事務に対し積極的な調査研究を行い、町政の諸課題に適切に対応できる運営に努めることについて規定しています。

なお、適切な運営に当たって、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて法（地方自治法第115条の2）に基づく参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことについて規定しています。

(意見交換会の実施)

第19条 委員会は、法律により活動が制限されている委員会の制約をこえて、委員会が所管する事項を含む町政全般について、町民及び関係団体の多様な意見を把握し町政の運営に反映させる必要があると認める場合は、目的別又は関係団体別に自由に情報及び意見を交換（以下「意見交換会」という。）することができる。

2 意見交換会の傍聴については、会議と同様とする。

3 意見交換会の実施については、第11条第3項の規定を準用する。

【解説】

法律により活動制限がある委員会などの制約を超えて、柔軟に町政の課題に対応する必要がある場合は、町民や関係団体と議員が自由に情報や意見を交換できる場として、意見交換会を開催できることについて規定しています。

なお、意見交換会の傍聴や実施方法については、第11条（一般会議）を準用することになっています。

第6章 政務活動費

（政務活動費の執行及び公開）

第20条 会派及び議員は、政策提言、議案審議等のための調査研究を積極的に行うものとするとともに、政務活動費の執行にあたっては、町民に対し、自ら説明責任を果たすことを前提に、別に条例の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

2 議会は、政務活動費を使用して行った視察については、次に掲げる事項について公開する。

（1）視察の目的

（2）視察の成果及び町政への提案事項

3 議会は、政務活動費の収支報告書を公開する。

【解説】

法（地方自治法第100条第14項、第15項、第16項）を根拠とする政務活動費の交付に関して、別に定める条例、規則を遵守し、公正性、透明性の観点から、政務活動費による視察についてはその目的、成果を公開するとともに、収支報告書については、町議会ホームページへの掲載や、領収書等の公開については矢吹町情報公開条例（平成13年矢吹町条例第29号）に準じて行うことについて規定しています。

第7章 議会及び議会事務局等の充実強化

（議員研修の充実強化）

第21条 議会は、議員の資質の向上並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

【解説】

議員の資質向上や政策形成、その立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図ることについて規定しています。なお、議員研修については、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修に努めていくことを規定しています。

(議会事務局の充実強化)

第22条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務に関わる機能の強化に努めるものとする。

【解説】

議会の政策形成、その立案機能等を補助するため、議会事務局の体制強化について規定しています。

(議会図書室の充実と利用)

第23条 議会は、議員の政策形成等の調査研究に資するため、議会図書室の図書の実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の町民による利用を積極的に進めるものとする。

【解説】

議会は、法（地方自治法第100条第19項、第20項）の規定により、官報、広報、刊行物の公文書の保管義務は当然であるが、議員の政策形成、その調査研究のため、関連図書の充実と努めるとともに、過去の議事録や議会に関する文書を保管していることから、町民への情報公開の面からも、町民による議会図書室利用の推進に努めることについて規定しています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、町民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議会の一員としてその使命の達成に努めなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

【解説】

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純でないものの、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしない等、議員の責務を正しく認識し、別に定める条例等（政治倫理条例等）を遵守した議員活動を行わなければならないことについて規定しています。

（議員定数）

第25条 議員定数は、矢吹町議会議員定数条例（平成14年矢吹町条例第14号。以下「定数条例」という。）の定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、町政の現状、課題、議会の果たすべき役割及び将来の予測等を考慮するとともに、議員、議会活動の評価等に関して町民の意見を聴取し、適正な議員定数の確立に努めるものとする。

3 定数条例を改正するときは、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から議案を提出するものとする。ただし、町民の直接請求による場合を除く。

【解説】

議員定数については、行財政改革の側面だけでなく、本町が抱える課題、議会が果たすべき役割や人口などの将来展望について、町民の意向を把握しながら総合的に検討していくものと規定しています。また、定数の改正は、町長の提案権は認めるものの、町民への説明責任を果たすためにも、総合的な検討に基づいた十分な説明のうえ、議員が提案することについて規定しています。なお、町民からの直接請求については、この限りではありません。

（議員報酬）

第26条 議員の報酬は、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年矢吹町条例第28号。）の定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、町政の現状、課題、議会の果たすべき役割

及び将来の予測等を考慮するとともに、議員、議会活動の評価等に関して町民の意見を聴取し、適正な議員報酬の確立に努めるものとする。

【解説】

議員報酬は、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例に定めるものと規定しています。なお、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、本町が抱える課題、議会が果たすべき役割や人口などの将来展望について、町民の意向を把握しながら適正な議員報酬を決めていくことについて規定しています。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第27条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

【解説】

本条例が、議会に関する他の条例等に対して、優位性を有していることを明確にしています。なお、一般選挙を経た任期開始後、この条例の理念を共有するために、全議員への研修を行うことについて規定しています。

(見直し手続)

第28条 議会は、議会運営委員会に対し、この条例の制定後も、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、不断に議会運営に係る評価を行わせるとともに、この条例の検証を行わせるものとする。

2 議会は、前項の規定による評価及び検証の結果、議会運営について改善の必要があると認めた場合又はこの条例の改正が必要であると認めた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

【解釈】

本条例の規定の内容に沿った議会運営と、町民意見や社会情勢等とを勘案し、条例施行後

も議会の在り方について不断の検討を重ねることとし、検討の結果を受け、必要に応じてその適切な対応措置を講じることを規定しています。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

